

令和5年度東北町地域公共交通会議 会議録

会議名	令和5年度第1回東北町地域公共交通会議
開催日時	令和6年1月9日(火)午後2時から午後2時50分まで
開催場所	東北町役場本庁舎3階 大会議室
出席者	別添「令和5年度第1回東北町地域公共交通会議出席者名簿」のとおり
協議事項	(1) 交通事業者における地域の移動ニーズに対応した交通の導入に係る提案について (2) 自家用有償旅客運送における交通事業者への運行補助制度の導入に係る検討について

事務局 ご案内の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回東北町地域公共交通会議を開催します。本日は、皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局 それでは、東北町長 長久保耕治より、この度委員欠員による補充により新たに委員に就任する方へ委嘱状を交付させていただきます。東北町連合婦人会会長乙供房子さま、ご起立をお願いします。

－委嘱状交付－

事務局 乙供様は着席願います。

なお、乙供委員の任期につきましては、当会議設置要綱第3条第3項の規定により、前任者の在任期間となりますので、ほかの委員の皆さまと同様に、令和6年の3月31日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 次に、東北町長 長久保耕治よりご挨拶を申し上げます。

－あいさつ－

事務局 次に、委員等の皆さまをご紹介します。始めに長久保町長です。次に沼尾副町長です。次に、十和田観光電鉄株式会社代表取締役佐藤行洋様が、所用により出席がかなわないとのことで、代理として同社運輸事業部長佐藤美仁様、次に公益社団法人青森県バス協会専務理事池田守様、次に一般社団法人青森県タクシー協会常務理事木村昌子様、次に東北町連合婦人会会長乙供房子様、次に東北運輸局青森運輸支局輸送・監査部門首席運輸企画専門官鈴木良一様、最後に十和田観光電鉄労働組合執行委員長山村雅文様、ここで町長は次の公務がございますので、誠に申し訳ありませんが退席させていただきます。次に担当職員を紹介いたします。

－事務局紹介－

続きまして、本日の資料のご確認をお願いいたします。

－資料確認－

事務局 次に役員を選出となりますが、会長につきましては、設置要綱第4条第2項により、沼尾副町長となっています。また、同要綱第4条第6項により、会長が議長となりますので、沼尾副町長には議長席へお願いします。これからの進行につきましては、沼尾会長にお願いいたします。

会 長 －あいさつ－

はじめに、本日まで出席の委員は、7名全員でございますので、本会議設置要綱第4条第6項の規定により、成立していることをご報告いたします。続きまして、現在、副会長が欠員により不在となっておりますので、副会長を選出したいと思います。本会議設置要綱第4条第3項により、「副会長及び監事は、必要に応じて会長が指名する。」とございますので、私から指名させていただきます。副会長には東北町連合婦人会会長乙供房子をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。監事につきましては、本会議において、現時点で予算の執行がないため、監事を任命しないことといたします。以上で役員を選出を終わります。

会 長 次に、協議事項に移ります。協議事項（1）交通事業者における地域の移動ニーズに対応した交通の導入に係る提案について、協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 協議事項（1）交通事業者における地域の移動ニーズに対応した交通の導入に係る提案について説明します。まずは、事業者の皆様へ提案を求める地域についてご説明いたします。本協議事項の対象となるエリアにつきましては、十和田観光電鉄さんが長年に渡り運行され地域の足を担っていた地域でございましたが、先般、不採算路線であること、乗務員不足等の理由から路線廃止とされたところです。その際主にご利用されていた客層が学生や通勤者であること、廃止の申し入れから路線廃止までの期間が短いことなどの理由から、昨年度の地域公共交通会議において、町による実証実験運行を行い、地域の移動ニーズを把握することとされ、現在に至っているところでございます。

次に、当町で実証実験運行している路線概要についてご説明いたします。資料1をご覧ください。現在町が運行している路線を通勤通学バスと称して、無償で乙供駅と中村及び鶴ヶ崎地区との間を実証運行している路線です。この路線は、十鉄さんが廃止した路線を時間帯も含めほぼ踏襲したものとなっており、乙供駅で現在運行している十鉄さん路線と接続可能となっております。

1 路線目、資料中の緑で囲まれている部分が「乙供駅甲地中村線」の時刻表となっております。下の図中の緑線が当該路線を表したものとなります。往路が中村を起点とし6時25分発、甲地を経由し終点が乙供駅6時54分着のルートとなっております。復路は乙供駅を起点とし18時37分発、終点が甲地郵便局18時53分着となっております。2 路線目、資料中の黄色で囲まれている部分が「乙供駅保戸沢中村線」

の時刻表となっております、下の図中の黄色線が当該路線を表したものです。往路が中村を起点とし7時0分発、保戸沢を経由し終点が乙供駅7時25分着のルートとなっております。復路は乙供駅を起点とし13時16分発、保戸沢を経由して、終点が中村13時41分着のルートとなっております。3路線目、資料中の青色で囲まれている部分が「乙供駅甲地鶴ヶ崎線」の時刻表となっております、下の図中の青線が当該路線を表したものとなります。往路が鶴ヶ崎を起点とし7時38分発、甲地を経由して、終点が乙供駅8時4分着のルートとなっております。復路は乙供駅を起点とし17時15分発、甲地を経由して終点鶴ヶ崎17時41分着のルートとなっております。続きまして、ただいま説明しました往復3路線についての運行状況についてご説明いたします。まず、資料2-1をご覧ください。資料の見方ですが、表の上部に運行月が表記され、以下は運行日数・運行回数・便毎の最大および最小利用者数、停留所ごとの乗降者数を月ごとに集計した数値を表示し、表中右端に4月から12月までの9か月分の合計値を表示しております。4月から12月までの集計となっている理由ですが、バックデータとして昨年度10月から今年3月までのデータもございしますが、事業の周知が進んでいないことなどの理由から通勤通学者以外の利用者の利用が比較的少なく、運行を想定する上での信憑性にかけるものとして今回は説明を割愛させていただきます。以下2路線についても同様の表示をしていますのでよろしくお願いたします。それでははじめに「乙供駅・甲地・中村線」の往路について、説明いたします。表中右端に色を付けている部分をご覧くださいなのですが、利用が多かったのは、「東北小前」の停留所が最も多く、次いで「甲地郵便局前」、「巴蘭1」・「滝沢」の順で多い結果となりました。最も多かった「東北小前」は利用者の属性が七戸高校生で、1人から2人の方が、夏休み期間を除くとほぼ毎日利用いただいているような状況でした。ただ、有償で十鉄さんが運行していた際にはあまり利用が見られなかった方であり、無償であるため利用しているのではと推測しております。その他、比較的利用が多い停留所については、高齢者が公立七戸病院等の医療機関への足として利用しているものと思われます。

続きまして、同線の復路が資料2-1の下の表にございます。ご覧のとおり、ほぼ利用がない状況でありました。ただし、こちらについても通学で利用する高校生が部活動等の活動した後でも、七戸高校から帰宅できる路線としての機能を想定しての路線ですので、年度が変われば定期的にご利用が見込まれる可能性があります。

次に、資料2-2「乙供駅・保戸沢・中村線」の往路についてです。利用がもっとも多かったのは「中村」と「Aコープ前」であり、次いで比較的利用が多かったのが「東北小前」と「保戸沢1」でございました。利用がもっとも多かった「中村」と「Aコープ前」の利用者の属性は主に高校生であり、夏休み等の長期休業期間を除き、ほぼ毎日利用されている状況でありました。次いで多かった「東北小前」も主な属性として高校生ですが、十鉄さんが有償で運行している際には乗られ

ていなかった方であり、無償であるため乗車しているのではないかと推測しております。

続きまして、同線復路が資料2-2の下の表にございます。乗車は「乙供駅」からが多くをしめ、「Aコープ前」・「保戸沢」で降車する方がもっとも多い状況でございました。次いで、「東北小前」・「外蛭沢」・「乙部」・「水喰」での降車が多い状況でございましたが、利用者の主な属性として高齢者が多く、おそらく十鉄路線経由で七戸病院からの帰宅手段や、従来から運行している当町のほぼ全集落と地区の街なかを往復する「町民バス」で、午前中街なかへいらっしゃった方が、「町民バス」の復路の14時台を利用せず、それより都合がよい帰りの便として利用されているものと思われませんが、無償であるため利用しているとおっしゃっている方が多く、有償化した場合に乗車するかどうか、というところがございます。

最後に資料2-3をご覧ください。「乙供駅甲地鶴ヶ崎線」の往路についてです。利用が最も多かったのは、「蓼内入口」と「土橋」であり、ほぼ毎日利用があるような状況でした。主な属性としては、会社員の方が通勤に利用されている状況でした。次いで利用が多かった、「鶴ヶ崎」・「船ヶ沢」ですが、高齢者の方が七戸病院への接続で利用していると思われます。続いて、同線復路が資料2-3の下の表にございます。お一人の方が朝の便で、七戸町の勤務先へ利用し、帰りの足として「乙供駅」から乗車し「蓼内入口」で降車しているという状況でした。この方とはコンタクトをとる機会があったのですが、年齢的にもまだまだ継続して勤務する予定だと伺っております。以上で協議事項（1）の資料説明を終わりますが、ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様からご提案を求める前に、ご提案される上での条件について3点ほど補足いたします。1点目として、運行開始が令和6年4月1日からお願いしたいこと、2点目として、利用料金は、十鉄さんが従前運行していた際の運賃帯でお願いしたいこと、3点目として、十鉄さん路線廃止部分に係る十鉄さんへの町補助金額が130万から140万程度であったことから、今回ご提案いただく交通手段の費用を補助金として交付する金額も同程度でお願いしたいことの3点となります。

以上の状況を踏まえまして、委員の皆さまにご提案をお願いしたいと考えておりますが、十鉄さんが部分廃止を決定した路線であることから収益性を求めるのは非常に難しい路線であること、事前の地元タクシー・バス事業者さんへのヒアリングによりますと乗務員不足等により運行は難しいとの回答を得ていますが、改めてご提案があるか委員の皆さまに協議をお願いしたいと考えています。以上で協議事項（1）について説明を終わります。

会 長 以上で説明が終わりました。協議事項（1）について、事務局から説明のありました路線の運行について、提案を求めます。提案や質疑などはございませんか。

委 員 -提案なし-

会 長 提案がないようですので、協議事項（１）については、事務局から説明のありました路線を交通事業者による運行が困難であることについて、協議が調ったものといいたします。

会 長 続きまして、協議事項（２）自家用有償旅客運送における交通事業者への運行補助制度の導入に係る検討について、協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議事項（１）におきまして、当該運行路線の交通事業者による運行が困難であるという協議結果となりましたので、「協議事項（２）自家用有償旅客運送における交通事業者への運行補助制度の導入に係る検討」についてご説明いたします。

まず、はじめに町が想定している自家用有償旅客運送における民間事業者による運行補助制度の概要を説明します。制度の名称は、仮称ですが、東北町デマンド交通運行事業とし、その停留所、運行ルート及びダイヤについてご説明します。資料3-1をご覧ください。町で想定する運行補助制度上での運行エリアを記載しています。基本的にターゲットとしている利用者が、現行の町による運行路線でカバーしている方となることから、運行エリアおよび時間帯については現行を踏襲する形となります。現行と大きく変わるのは、資料の赤枠で示しているとおおり、朝の時間帯の3路線について時間帯を集約し、路線を1本化する点です。これは、同時帯に十鉄さんの既存路線の「中村三高前線」が「中村」から甲地経由で上北町駅方面へ運行していることから、甲地地区から北側の水喰地区までの乗車ニーズについては十鉄さんにカバーしていただき、甲地地区からの接続を想定している路線となります。それ以外の路線、午後の3路線については、基本的に現状を踏襲し、朝の1路線と午後の3路線を合わせて、合計4路線の運行とします。続いて、各路線の詳細説明にうつります。資料3-2をご覧ください。これからご説明する4路線については、乗降場所は原則、現行の停留所を使用し、時間帯はあくまでも目安となりますので、ご了承ください。はじめに、朝の時間帯に運行する「鶴ヶ崎・甲地・乙部・乙供駅線」です。先ほど説明しました、現行の朝の3便を一本化したものの説明となります。資料の下の部分の緑色で示したカバーエリアとなりますが、上部の表の時刻は各停留所でそれぞれ予約があった場合に想定される到着時間帯の目安です。小川原湖畔沿いの鶴ヶ崎地区を起点として、甲地、乙部、保戸沢地区を主にカバーし「乙供駅」を終点としております。表内黄色で表していますが、十鉄さん路線の「中村」から甲地経由上北町方面行きが、甲地の停留所へ6時51分に到着することと、乙供駅から七戸方面へ向かう十鉄さん路線が7時34分に出発すること、この2点に乗り換えが可能である運行とする必要があります。続きまして資料3-3をご覧ください。日中帯に運行する「乙供駅・保戸沢・中村線」です。乙供駅を起点として保戸沢・乙部方面をカバーし中村地区を終点としております。この

路線につきましても、路線を定めて停留所の時刻が定時となる「路線定期運行」である、現行の町の通勤通学バス路線とくらべて、利用者が予約する停留所により区域内で運行経路が変わる以外に変更はございません。続きまして資料3-4をご覧ください。夕方の時間帯に運行する「乙供駅・甲地・鶴ヶ崎線」です。「乙供駅」を起点として甲地方面をカバーし、鶴ヶ崎地区を終点としております。こちらにつきましても、「路線定期運行」である、現行の町の通勤通学バス路線とくらべて、利用者が予約する停留所により区域内で運行経路が変わる以外に変更はございません。最後、資料3-5をご覧ください。夕方遅い時間帯に運行する「乙供駅・甲地線」です。乙供駅を起点として甲地地区を終点としております。こちらにつきましても、「路線定期運行」である、現行の町の通勤通学バス路線とくらべて利用者が予約する停留所により区域内で運行経路が変わる以外に変更はございません。なお、本運行補助制度における運行の様態は、国への認可申請上、「区域運行」を予定しています。「区域運行」とは、路線を定めず乗合運送を行う運行を指しますので、国への認可のうえでは路線、ルート、ダイヤを定めませんが、町の運行補助制度においては、現行の停留所を利用して町で設定する運行ルートおよび時間帯に沿って、利用者が予約する停留所により運行した場合に補助する制度となっております。続きまして、東北町デマンド交通運行事業（仮称）の概要についてご説明します。資料4をご覧ください。「1趣旨」から「4運行エリア及び時間帯目安」までは、先ほど説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。次に、「5利用料金」は、1回400円を想定しており、学生や障がいをお持ちの方などは半額を想定しております。次に、「6補助金の算定」については、タクシー運賃から利用料金を控除して、それに事務費等を加えた金額を補助金額とします。この際、運賃はタクシーの青森県の時間制運賃上限額で想定し、30分に満たない運行の場合は30分運行したものとして、30分を超えて1時間を超えない場合は1時間走行したものとします。また、加算する事務費等は、出庫前、帰庫後の法定点検業務や、キャンセル料等に充てることを目的として、同じくタクシーの時間制運賃上限30分分を加算します。次に「7開始日時」は、今年4月1日からとしています。次のページをお願いします。次に「8補助事業の流れ」です。はじめに（1）として、運行事業者を登録するために、事業者を公募しますので登録申請をしていただきます。その際、通勤通学の支援を目的としていることから、通年にわたり運行可能であることを条件とさせていただきます。続いて（2）として、利用者を登録してもらうために、利用者登録申請をしていただきます。そのうえで町から申請者に登録証を発行します。利用者の登録内容が学生や障がい者などである場合は登録証に割引内容を記載します。続いて（3）として、登録を済ませた利用者は、町へ利用したい日の予約を行います。利用者は運行前日の午後4時までに停留所とダイヤを役場へ連絡し、予約をします。町は予約状況を運行事業者へ伝え、運行事業者

は予約状況にあわせ、翌日の停留所ごとの到着目安時刻を利用者へお知らせします。続いて（４）として、利用者が予約した停留所・ダイヤに沿って運行事業者が運行します。利用者の登録証に記載している情報にあわせて利用料金を降車の際、受け取ります。この際、町補助金の重複交付を防止する観点から、１日あたり１路線につき１事業者のみ補助対象とします。つまり、事業者公募の際、２以上の事業者から申請があった場合は、状況に応じて重複運行とならないように割り振ることとなります。また、乗車人数に応じた車両を選択し、必要最小限の台数で運行するものとします。続いて（５）として、補助金の請求については、運行事業者は町に補助金交付申請をしていただき、審査後、町では交付決定通知をします。請求は月ごとにできることとします。以上が、東北町デマンド交通運行事業の概要説明となります。

事前の町内タクシー・バス事業者さんへのヒアリングでは、乗務員不足等の理由により対応が厳しい旨を伺っておるところですが、改めて本事業について対応の可否を、委員の皆さまにお伺いしたいと考えております。以上で、協議事項（２）について説明を終わります。

会 長 以上で説明が終わりました。協議事項（２）について、自家用有償旅客運送において、事務局からの運行補助制度であります、東北町デマンド交通運行事業（仮称）について、交通事業者による運行の可否を伺います。運行について可能な公共交通手段はございますでしょうか？

委 員 -なし-

会 長 ご発言がないようですので、東北町デマンド交通運行事業の交通事業者による運行が困難であることについて、協議が調ったものといたします。この協議結果により、東北町が当該地域交通を確保することになりました。このことについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、会長から自家用有償旅客運送における交通事業者による運行について、難しい旨が示されましたので、速やかに地域の足を確保するため、町による交通空白地有償運送実施に向けて、今後は進めていくことといたします。実施の際の運行イメージとしては、今回ご説明した東北町デマンド交通運行事業の内容をベースとし、各種調整を行いまして、令和６年度のしかるべき時期になりましたら、地域公共交通会議などにより再度委員の皆様へお諮りしたいと考えております。また、令和６年度は、自家用有償旅客運送の認可申請の準備期間として、現行の町で運行している通勤通学バスの無償運行を継続することとし、国の認可に必要であり、運行管理者の選任等にかかる各種研修など、複数工程があり時間を要しますので、令和７年４月１日に運行開始する予定とさせていただきたいと思っております。以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

会 長 以上で説明が終わりました。ただいまの事務局説明についてご意見、質疑はござ

いませんか。

委員(一般社団法人 青森県タクシー協会)

この度の事業計画に関して、去年から町の担当者と一緒に、地域の地元根付いた交通サービスということで、地元タクシー会社の方にいろいろ相談して、なんとかこの運行補助制度で運行できないか、一生懸命交渉していましたが、こちらの地域は原燃(日本原燃)関係の仕事が盛んで、そちらに人手をとられ、また全国的にもタクシー・バスの運転手不足も重なっており難しいとのこと。事業者も地域のため公共交通機関として何とか運行したいと一生懸命考えましたが、やはり厳しいという意見がありました。この制度の期間が2年または3年ですから、それが終わる少し前にですね、また地元の事業者へ声掛けしたいと思っています。ですから、ずっと町の自家用有償運送ということではなく、その都度、地元の緑ナンバータクシー事業者も参画させていただきたいと思っております。

会長 はい、ただいまの意見に対して事務局から回答があればよろしく願います。

事務局 ありがとうございます。ただいまご指摘がございました通り、自家用有償旅客運送につきましては2年ないし3年の更新のタイミングがございますので、その際にまた一般の事業者さんに事業を担っていただくことは、こちらとしてもぜひお願いしたいところですので、しかるべきタイミングでまたお諮りして、その辺を検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

会長 今回の回答でよろしいでしょうか。

委員(一般社団法人 青森県タクシー協会)

はい。

会長 ありがとうございます。よろしく願います。その他何かございませんか。ないようですので、東北町の乙供駅から中村及び鶴ヶ崎地区までの路線は、東北町による自家用有償旅客運送する協議が調ったことといたします。

会長 続きまして、協議事項(3)その他について、皆様から何かございませんか。なんでもよろしいですが、ありませんでしょうか。

委員 -なし-

会長 その他、ご意見がないようですので、協議事項(3)については、以上といたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。ご協力、ありがとうございました。進行を司会に返します。

事務局 委員の皆様から、全体を通して何かございませんか。

委員 -なし-

事務局 ないようですので、以上をもちまして、令和5年度第1回東北町地域公共交通会議を閉会いたします。お疲れ様でした。本日は、長時間にわたりまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。